

糸島市補助金設計書

所管課 農林水産課

補助金名称	地域おこし協力隊起業支援補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	水産業の振興に係る糸島市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱（内規）

【長期総合計画体系】

基本目標 7 __ 地域資源を生かした産業創出のまちづくり

政策 1 __ 農林水産業の振興

施策⑥__ 漁業における市場開拓、ブランド化を推進し、担い手を育成する

1 補助の目的

水産業の振興に係る糸島市地域おこし協力隊員の起業を支援することにより、退任後の隊員の本市への定住を促すとともに、3年間の任期期間中に培った知識・経験・人脈等を活用した更なる糸島ブランドの拡散並びに地域の活性化を目的とするもの。

2 成果指標

成果指標：本市での定住・起業による営業収益（百万円／年）
目 標 値：2,000千円

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

隊員の起業（新たに事業を起こすこと又は既にある事業を継承することをいう。）活動。

補助対象者

水産業の振興に係る糸島市地域おこし協力隊員（在任又は退任後の1年度以内）

4 補助対象(外)経費

補助対象経費

「設備費、備品費又は土地もしくは建物の賃借費」「法人登記に要する経費」「知的財産登録に要する経費」「マーケティングに要する経費」「技術指導受入に要する経費」「その他市長が特に必要と認める経費」

5 補助率・補助限度額、積算根拠

補 助 率：10分の10

補助限度額：1,000,000円

【補助率100%の理由】

※国の財政措置（1人当たり100万円を限度額とする交付税措置）に基づくものである。隊員が退任後、引き続き当該市に定住し、地域活性化のため、在任期間中のスキルを活用した新たな事業等の起業を支援しようとする国の制度を活用するものであり、補助限度額は、国の財政措置限度額としており、補助率100%である。

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和2年度まで